

業者選定理由書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター 水処理施設棟外壁吹付材撤去工事

2. 隨意契約理由

本撤去工事は、寝屋川流域下水道鴻池水みらいセンター水処理施設棟に設置したひさしのあげ裏に吹き付けられたアスベスト含有パーライト吹付材（以下「吹付材」という）の撤去を行うものです。

当該水処理施設外壁の改修にあたって、令和5年7月から「寝屋川流域下水道鴻池水みらいセンター外 水処理施設棟 外壁改修実施設計委託（受注者：株式会社金沢設計事務所）」の設計業務を実施しているところです。

今回、外壁改修工事に必要な事前調査として、「アスベスト含有調査」を実施したところ、ひさしのあげ裏の3か所に通常では使用しないレベル1に該当する吹付材が使用され、アスベストが含有していることが判明しました。

アスベストの飛散は、鴻池水みらいセンターで従事する本府職員、メンテナンス業者、工事等関係者の健康被害のみならず、第三者被害のおそれもあり、極めて危険な状況にあります。このため、この吹付材を早急に撤去する必要があります。

株式会社鴻友建設は令和元年度に当該撤去箇所に隣接した水処理施設棟屋内天井部において、レベル1相当のアスベスト除去工事を実施しており、現場状況を熟知していることから、安全かつ早急な吹付材の撤去工事を行うことが可能と思慮されます。

以上のことから、本撤去工事を地方公営企業施行令第21条の14第1項第5号の規定により、株式会社鴻友建設と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「水処理施設棟に設置したひさしのあげ裏からのアスベスト飛散により第三者被害等をもたらすおそれがあり、見積書を徴取する暇がなく直ちに発注しなければ、著しい危険が生じかねない」ことから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。